

特別養護老人ホームの申し込み手続き

申し込みできる方

入居を希望する本人の住所地が大田区の方で、特別養護老人ホームに入居中でない方

介護保険被保険者証をお持ちの方で、原則、要介護3～5の認定を受けている方（要介護1・2の認定を受けていても、特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難と認められる場合は、特例的に入所の対象となります）。

大田翔裕園での生活が可能の方（継続した医療行為が必要の方は、ご利用できない場合があります）

申し込み方法

1. 申込書を受け取る

地域包括支援センター（さわやかサポート）、大田区役所本庁舎3階 介護保険課、各地域庁舎 地域福祉課に申込書があります。申込書1枚で区内すべての特別養護老人ホームに申し込みできます。

2. 申込書の記入

申込者が記載する箇所と、介護支援専門員（ケアマネジャー）等が記載する箇所があります。（入院・入所中の方は、病院や施設の相談員へ記入を依頼してください）

3. 申込書の提出

地域包括支援センター、または申込書を受け取った窓口へ提出します。
※毎年2月、8月の末日が申し込み締め切りです。（末日が日曜日の場合はその前日が締め切りです）

4. 一次評価（大田区）

申込書に記載された内容について大田区で一次評価を行い、点数によって二次評価対象者が決まります。大田区から一次評価の結果通知が届きます。

5. 二次評価（特別養護老人ホーム）

各施設に二次評価対象者の申し込み情報が届き、入所検討委員会にて二次評価を行い優先順位が決定します。希望をした施設から二次評価結果通知が届きます。

6. 順番待ち

優先順位によっては時間がかかる場合や、申し込みの有効期間1年間のあいだに順番がまわってこない場合があります。

※大田区ホームページもご参照ください。
特別養護老人ホームへの入所を希望される方へ

特別養護老人ホームのお問い合わせはこちら

TEL 03-3736-1211（生活相談員まで）

ショートステイの利用手続き

利用希望日の2カ月前の月初めに、ケアマネジャーを通して申し込みを受け付けています。（例：5月の利用希望であれば、3月1日に申し込み受付）

受付日に間に合わなかった場合でも空きがあれば利用可能です。

キャンセル待ちを随時受け付けていますので、担当のケアマネジャーへご相談ください。

※担当のケアマネジャーが決まっていない方は、大田翔裕園居 居宅介護支援事業所に ケアマネジャーがおりますので、お気軽にご相談ください。

ショートステイのお問い合わせはこちら

TEL 03-3736-1211（ショートステイ担当まで）

デイサービス・認知症対応型デイサービスの利用手続き

担当のケアマネジャーを通してお申込みいただき、居宅サービス計画書（ケアプラン）に沿ってご利用いただけます。

利用までの流れ

- 1 電話にてご相談
- 2 見学（必須ではありませんが、是非一度見に来てください）
- 3 ケアマネジャーが申し込み
- 4 自宅へ訪問（ケアマネジャーと一緒に訪問し、利用日などを相談します）
- 5 利用開始

※担当のケアマネジャーが決まっていない方は、大田翔裕園居 居宅介護支援事業所にケアマネジャーがおりますので、お気軽にご相談ください。

デイサービスのお問い合わせはこちら

TEL 03-3736-1213（デイサービス直通）

認知症対応型デイサービスのお問い合わせはこちら

TEL 03-3736-1219（認知症デイサービス直通）

居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）の利用手続き

居宅介護支援事業所まで電話にて直接お問い合わせください。

TEL 03-3736-1216（月～土 9：00～18：00）

介護保険を受けるには？

介護サービスを利用するまでの手順をみてみましょう。

1. 申請 まず、申請が必要です

介護保険課、または地域包括支援センターに申請書と介護保険の保険証を添えて申請します。
※40歳から64歳の人は資格の確認のため医療保険証をあわせて提示してください。
本人またはご家族が申請してください。指定居宅介護支援事業者や介護保険施設などに申請を代行してもらうこともできます。

2. 調査 心身の状況を調査します

訪問調査

市町村の諸行員や委託された介護支援専門員などが家庭を訪問し、心身の状況をなどを調査します。調査結果は、コンピューターにより全国統一の判定（一次判定）をします。

意見書

市町村から主治医に対して病気や負傷の症状などをまとめた意見書の提出依頼をします。

3. 審査 どのくらいの介護が必要か審査します

調査の判定結果や訪問調査による特記事項、医師の意見書などをもとに、介護認定審査会（保健・医療・福祉の学識経験者5人程度で構成）介護が必要かどうか、介護が必要な場合どのくらいの介護を必要とするかの区分（要介護度）および認定有効期間を決めます。（二次判定）

4. 認定 申請から30日以内に要介護度を決定・通知します

要介護・要支援

必要な介護の度合いに応じて、7段階に区分され、1か月の支給限度単位数などが決まります。新規認定の有効期間は原則 6か月です。更新の場合は原則 12か月ですが、24か月まで延長されることがあります。有効期限を過ぎる前に更新の申請をしてください（60日前から申請できます）。認定結果に不服がある場合には、東京都介護保険審査会に審査請求をすることができます。30日以内に結果が出ないと見込まれるときは、その理由と決定見込み日（予定）をお知らせします。

5. 介護サービス計画の作成

6. 介護サービスの利用開始

要介護・要支援の区分

要介護認定区分	サービス受給状況
要支援1	障害のために生活機能の一部に若干の低下が認められ、介護予防サービスを提供すれば改善が見込まれる。
要支援2	障害のために生活機能の一部に低下が認められ、介護予防サービスを提供すれば改善が見込まれる。
要介護1	立ち上がりや歩行が不安定。排せつ、入浴などに一部介助が必要。
要介護2	立ち上がりや歩行などが自力では困難。排せつ、入浴などに一部または全体の介助が必要。
要介護3	立ち上がりや歩行などが自力ではできない。排せつ、入浴、衣服の着脱などに全体の介助が必要。
要介護4	排せつ、入浴、衣服の着脱など日常生活に全面的介助が必要。
要介護5	意志の伝達が困難。生活全般について全面的介助が必要。

非該当（自立・特定疾病以外）

介護保険のサービスは受けられませんが、ほかの保険・福祉サービスを受けられる場合があります。

「自立」と判定された人へのサービスについては、高齢福祉課・地域包括支援センター「さわやかサポート」にお問い合わせください。